

やまなし県有林 J-クレジット共同創出事業に係る企画提案選定委員会設置要領

第1条(目的)

この要領は、やまなし県有林 J-クレジット共同創出事業において県と共同創出する相手方の選定を行うことを目的とする。

第2条(選定委員会の設置)

前条の目的を達成するため、やまなし県有林 J-クレジット共同創出事業に係る企画提案選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置する。

第3条(業務)

選定委員会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 実施要項の検討
- (2) 仕様書の検討
- (3) 企画提案審査基準の検討
- (4) 企画提案書の選考及び最良の提案者の選定
- (5) その他、選定委員長が必要と判断した事項

第4条(組織)

- 1 選定委員会は、別表の委員により構成するものとし、委員長は林政部次長の職にある者をもって充てる。
- 2 委員長に事故のあるときは、委員の林政部県有林課長がその職務を代理する。
- 3 委員がやむを得ない理由により選定委員会に出席できないときは、委員長に諮った上で、当該所属からの代理出席を認める。

第5条(会議)

- 1 選定委員会は、委員長が必要に応じて招集し、これを主催する。
- 2 選定委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数により決定する。
- 3 可否同数の時は、委員長の決するところとする。

第6条(任期)

委員の任期は、第1条の目的が達成されたときまでとする。

第7条(事務処理)

- 1 選定委員会の事務局は、林政部県有林課県有林計画担当に置き、選定委員会に係る庶務を行う。
- 2 事務局は、選定委員会の審議等の経過及び結果を記録し、議事録を作成する。
- 3 事務局は、選定結果と議事録、及び協定の相手方について県有林課ホームページ等で公表する。

第8条(守秘義務)

選定委員会の委員及び事務局員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第9条(その他)

この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

付則

この要領は、令和7年(2025年)2月12日から施行する。

別表

区分	氏名	所属・役職等	備考
委員長	小澤 浩	林政部次長	
委員	江俣 尚厚	林政部県有林課長	
委員	大森 栄治	環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課長	※
委員	白石 則彦	東京大学名誉教授	外部
委員	浅田 陽子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（株）	外部

※ 第４条第３項に基づき、環境・エネルギー政策課 清水賢企画・地球温暖化対策担当課長補佐が代理出席